

議案第146号

澁川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する 条例

澁川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例（平成18年澁川市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の排水処理区域」を「第3条の処理区域」に改める。

第4条の表中「事業所等、その他の建築物」を「専用住宅以外の建物」に改める。

第5条第3項を削る。

第7条第1号中「施設」の次に「に係る受益者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>（事業の定義）</p> <p>第2条 この条例における事業は、渋川市個別処理浄化槽条例（平成18年渋川市条例第230号）第3条の処理区域（以下「処理区域」という。）のし尿及び雑排水（雨水及び家畜し尿を除く。以下「汚水」という。）を各戸ごとに個別処理するものをいう。</p> <p>（分担金の額）</p> <p>第4条 分担金の額は、受益者ごとに次に掲げる範囲において徴収するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">専用住宅</td> <td>処理人槽×20,000円</td> </tr> <tr> <td>専用住宅以外の建物</td> <td>処理人槽×50,000円</td> </tr> </table> <p>（分担金の賦課徴収）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（分担金の減免）</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設に係る受益者</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	専用住宅	処理人槽×20,000円	専用住宅以外の建物	処理人槽×50,000円	<p>（事業の定義）</p> <p>第2条 この条例における事業は、渋川市個別処理浄化槽条例（平成18年渋川市条例第230号）の排水処理区域（以下「処理区域」という。）のし尿及び雑排水（雨水及び家畜し尿を除く。以下「汚水」という。）を各戸ごとに個別処理するものをいう。</p> <p>（分担金の額）</p> <p>第4条 分担金の額は、受益者ごとに次に掲げる範囲において徴収するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">専用住宅</td> <td>処理人槽×20,000円</td> </tr> <tr> <td>事業所等、その他の建築物</td> <td>処理人槽×50,000円</td> </tr> </table> <p>（分担金の賦課徴収）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 受益者が、団体を組織しているときは、当該団体に対して賦課徴収することができる。</u></p> <p>（分担金の減免）</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	専用住宅	処理人槽×20,000円	事業所等、その他の建築物	処理人槽×50,000円
専用住宅	処理人槽×20,000円								
専用住宅以外の建物	処理人槽×50,000円								
専用住宅	処理人槽×20,000円								
事業所等、その他の建築物	処理人槽×50,000円								